

福岡県公報

平成29年9月5日
第3923号

目次

告示 (第574号 - 第584号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
 - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) 4
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 4
 - 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 5
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 5
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 6
- ### 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
 - 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) 8

公安委員会

○教習指導員審査の実施について (県警本部運転免許試験課) 8

告 示

福岡県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	新飯塚 停車場 線	前	飯塚市吉原町505番10先 から 飯塚市吉原町505番9先 まで	20.1 ～ 20.2	8.0
			後	飯塚市吉原町505番10先 から 飯塚市吉原町505番9先 まで	20.3 ～ 27.3	8.0

福岡県告示第575号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	178	宗像市東郷一丁目3番1号 宗像交通安全協会会館内 宗像交通安全協会 会長 阿部弘樹	宗像市東郷一丁目3番1号 宗像交通安全協会会館内	平成29年 5月26日

旧	宗像市東郷一丁目3番1号 宗像交通安全協会会館内 宗像交通安全協会 会長 山田勝智
---	--

福岡県告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大川生94	おの眼科	大川市大字幡保157番地江頭エーザイ2F	H 29・5・1
宗達生20	アームクリニック	遠賀郡水巻町中央3-1	H 29・6・1
像生歯79	ふかい歯科クリニック	宗像市東郷172-10	H 29・7・6
筑紫生歯83	筑紫野歯科クリニック	筑紫野市二日市北三丁目1-15	H 29・7・1
南筑後生歯6	いまやま歯科	八女郡広川町大字新代1535-1	H 29・6・24
柳生歯71	なかしま矯正歯科医院	柳川市三橋町浦船津306-1	H 29・8・1
糸島地生薬68	株式会社リーフ調剤薬局	糸島市高田一丁目6-5	H 29・7・1
南筑後生薬5	はなむね薬局	三潁郡大木町大字八丁牟田998-10	H 29・7・1
田川生訪21	訪問看護ステーションあいあい田川	田川郡福智町赤池970-68	H 29・4・1

田川生訪22	訪問看護ファイン	田川郡福智町金田1061	H 29・7・1
田生訪20	訪問看護ステーションビリーブ	田川市大字伊田4191-1	H 29・7・1

福岡県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕生281	上野外科胃腸科病院	うへの病院	糟屋郡志免町志免二丁目10-20	H 29・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生292	医療法人やまだ消化器科内科クリニック	糟屋郡新宮町大字上府1072	糟屋郡新宮町新宮東四丁目3-1	H 29・7・15
大野生133	なごみ診療所	大野城市乙金二丁目922	大野城市乙金二丁目9-6	H 29・6・30
春生歯85	エース歯科	春日市大谷八丁目106番	春日市大谷七丁目47-1	H 29・7・1
柳生歯66	えがみ歯科	柳川市大和町鷹ノ尾字神田町117番15	柳川市大和町塩塚952	H 29・7・1

大野生薬77	おとがな薬局	大野城市乙金二丁目923（区画整理地内 街区番号17-6）	大野城市乙金二丁目9-7	H 29・6・17
宰生訪8	訪問看護ステーション ひまわり	太宰府市五条二丁目5-5	太宰府市五条二丁目23-21	H 29・6・1

福岡県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大生185	平成外科整形外科医院	大牟田市小浜町44-8	H 29・6・30
筑紫生歯57	筑紫野歯科クリニック	筑紫野市二日市北三丁目1-15	H 29・6・30
大川生歯34	元村歯科診療所	大川市大字本木室212番地1	H 29・6・21
糸島地生薬25	有限会社リーフ調剤薬局	糸島市高田一丁目6-5	H 29・6・30
南筑後生薬3	はなむね薬局	三潞郡大木町大字八丁牟田998番地10	H 29・6・30
田生訪16	訪問看護ステーション ビリーブ	田川市大字伊田1969-2	H 29・6・30
田生訪18	訪問看護ステーション あいあい田川	田川市大字楠2085-10	H 29・3・31

福岡県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ34	中山 博仁（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市大字倉永115-1	H 29・6・1
大生マ35	砥上 晃（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市大字倉永115-1	H 29・6・1
糸島地生マ16	小島 敏郎（九州療養サポートセンター西営業所）	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 29・7・1
糸島地生マ17	吉永 利英子（九州療養サポートセンター西営業所）	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 29・7・1
柳生柔30	宮原 崇（みやはら整骨院）	柳川市三橋町柳河1063-1	H 29・7・21
八女生柔34	増永 拳己（げんき整骨院）	八女市本町564-1	H 29・7・24
中生柔38	河角 太（和整骨院中間院）	中間市通谷一丁目36-2 ウエルパークヒルズ内	H 29・7・1
中生柔39	渋谷 幸弘（幸楽整骨院）	中間市扇ヶ浦一丁目5-15	H 29・7・1
筑紫生柔78	井上 朋己（やまむら整骨院美しが丘）	筑紫野市美しが丘南六丁目1-9	H 29・7・1

筑紫生柔79	成田 守 (くつろぎはり灸整骨院)	筑紫野市二日市北六丁目2-2-1 イオン二日市店2F	H 29・7・1
春生柔58	高田 徳雄 (にこにこ整骨院)	春日市日の出町六丁目48	H 29・7・1
宰生柔47	永友 雅浩 (ムラシタ整骨院 大宰府院)	太宰府市大佐野三丁目11-18	H 29・7・1
粕生柔152	岡田 幸長 (ういんぐ鍼灸整骨院)	糟屋郡志免町志免四丁目14-3	H 29・5・1
粕生柔153	田場 大貴 (しんぐう堂整骨院)	糟屋郡新宮町夜白二丁目1-5	H 29・6・13
粕生柔154	落合 康輔 (まつもと整骨院)	糟屋郡新宮町新宮東五丁目11-26 フォレスト・キング1階	H 29・7・20
粕生156	吉村 優花 (はる整骨院)	糟屋郡粕屋町長者原西二丁目9-18	H 29・7・1
粕生柔155	宮平 直太 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 29・6・22
田川生柔49	佐々木 翼 (むさし鍼灸整骨院田川)	田川郡川崎町大字池尻364-6	H 29・4・1
飯生はき16	三橋 徳子 (からだ元気治療院飯塚・桂川店)	飯塚市立岩1430-1	H 29・7・1
筑紫生はき16	成田 守 (くつろぎはり灸整骨院)	筑紫野市二日市北二丁目2-1 イオン二日市店2F	H 29・7・1

福岡県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生柔89	松本 孝仁 (まつもと整骨院)	糟屋郡新宮町大字三代901番地8 フォレストキング001	糟屋郡新宮町新宮東五丁目11-26 フォレスト・キング1階	H 29・7・15
粕生柔90	堀田 雄佑 (まつもと整骨院)	糟屋郡新宮町大字三代901番地8 フォレストキング001	糟屋郡新宮町新宮東五丁目11-26 フォレスト・キング1階	H 29・7・15
13	井筒 純男 (井筒鍼灸院)	筑紫野市湯町一丁目7-35	筑紫野市湯町一丁目11-17	H 29・1・12

福岡県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大生マ13	砥上 晃 (保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部)	大牟田市大字倉永115-1	H 29・5・31
大生マ14	中山 博仁 (保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部)	大牟田市大字倉永115-1	H 29・5・31
大生柔60	原 誠 (柿園はっぴい整骨院)	大牟田市柿園町一丁目1-3 柿園ビル2階	H 29・7・1
飯生柔38	土山 仁生 (飯塚中央整骨院)	飯塚市弁分611-3	H 29・6・30
春生柔53	岩本 卓也 (にこにこ整骨院)	春日市日の出町六丁目48	H 29・6・30

古生柔36	峯 裕馬（古賀中央整骨院）	古賀市花見東一丁目6-10	H 29・6・20
古生柔37	大木 章太郎（古賀中央整骨院）	古賀市花見東一丁目6-10	H 29・6・20
古生柔39	長 泰弘（古賀中央整骨院）	古賀市花見東一丁目6-10	H 29・6・20
糸島生柔54	溝口 紋加（ういんぐ整骨院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H 29・4・1
粕生柔81	北野 浩平（志免彩整骨院）	糟屋郡志免町南里一丁目1-17	H 29・4・5
粕生柔86	横山 佑祈（仲原彩整骨院）	糟屋郡粕屋町大字仲原 2566-5	H 29・6・2
粕生柔120	山城 卓也（ういんぐ鍼灸整骨院）	糟屋郡志免町大字志免4-14-3	H 29・5・1
粕生柔145	清水 一雄（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 29・6・22
粕生柔149	椿山 晃書（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 29・6・22
粕生柔150	安在 孝太（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 29・6・22
田川生柔29	若杉 成次（むさし鍼灸整骨院 田川）	田川郡川崎町大字池尻 364-6	H 29・3・31

福岡県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕介薬166	株式会社大賀薬局 宇美店	糟屋郡宇美町光正寺二丁目1-1	H 29・6・1	居管・予居管
糸島地介薬63	ごうや薬局 糸島潤店	糸島市潤三丁目20-29	H 29・6・1	居管・予居管
大介福10	特別養護老人ホーム天光園たちばな	大牟田市大字橋字原の前 1494-1	H 29・7・19	地老福
福津居89	デイサービスほらい山田	豊前市大字大村6-1	H 29・6・29	認通・予認通
糸島地介45	医療法人舌間整形外科医院	糸島市前原東二丁目2-1-15	H 29・7・1	訪看・訪リ・通り・居管・予訪看・予訪リ・予通り・予居管
朝介療1	太刀洗病院	朝倉郡筑前町山隈 842-1	H 29・8・1	訪リ・通り・予訪リ・予通り
飯介302	穎田病院	飯塚市口原 1061-1	H 29・5・1	訪リ・通り・居管・予訪リ・予通り・予居管

福岡県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
宗遠支11	遠賀中間医師会ケアプランセンター	おんが病院ケアプランセンター	遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-2（おんが病院）	H27・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野介133	なごみ診療所	大野城市乙金二丁目922	大野城市乙金二丁目9-6	H29・6・30
大介薬120	有限会社橘薬局手鎌店	大牟田市大字手鎌747	大牟田市大字手鎌728-1	H29・6・1
大居206	ヘルパーステーション あいわ	大牟田市本町五丁目3-9	大牟田市本町五丁目3-11	H29・4・17
春居119	ヘルパーステーション 咲久楽	春日市天神山二丁目66番	春日市須玖北三丁目107-1-103号	H29・5・1
大野居2	悠生園デイサービスセンター	大野城市大城五丁目28-1	大野城市中二丁目3-1	H29・8・1
大野居111	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・ショートステイ	大野城市乙金二丁目17街区1号	大野城市乙金二丁目9-1	H29・6・14
大野居110	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・デイサービス	大野城市乙金二丁目17街区1	大野城市乙金二丁目9-1	H29・6・14

大野居108	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・訪問介護	大野城市乙金二丁目17街区1号	大野城市乙金二丁目9-1	H29・6・14
大野居109	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・訪問入浴	大野城市乙金二丁目17街区1号	大野城市乙金二丁目9-1	H29・6・14
大野支32	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・ケアマネジメント	大野城市乙金二丁目17街区1号	大野城市乙金二丁目9-1	H29・6・14

福岡県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
朝居9	たちあらいホームヘルパーステーション	朝倉郡筑前町山隈842-1	H29・7・31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大介185	平城外科整形外科医院	大牟田市小浜町44-8	H 29・6・30
筑紫介歯57	筑紫野歯科クリニック	筑紫野市二日市北三丁目1-15	H 29・6・30
朝介訪1	たちあらい訪問看護ステーション	朝倉郡筑前町山隈842-1	H 29・7・31

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により那珂川町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成29年8月17日那珂川町告示第111号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市前原駅南二丁目934番2、934番4から934番6まで、935番1、935番7及び935番8
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩櫻井字天5445番1及び5445番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市志摩桜井5456番地
彼杵 道彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字内橋字一本木20番1及び20番6並びに字柿ノ木原84番1、84番4、89番1及び89番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町大字内橋字一本木22番地
学校法人聖約学園
理事長 西岡 巖

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鞍手郡鞍手町大字古門4190番1及び4190番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
鞍手郡小竹町大字御徳1696-5
社会福祉法人小竹御徳会
理事長 木戸 茂

公告

筑後東部第2期土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年9月5日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地

公安委員会

福岡県公安委員会告示第246号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成29年9月5日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引^{けん}第二種免許を除く。

- 3 審査の方法
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日時	項目	場所	審査種別
平成29年10月10日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	福岡市中央区天神四丁目4番27号	
平成29年10月11日（水曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成29年10月16日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目15番1号 城野自動車学校	普通 普通第二種
平成29年10月17日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市門司区大字畑120番地 アイルモータースクール門司	大型・中型 準中型・大型特殊 大型二輪・ ^{けん} 普通二輪牽引・大型第二種 中型第二種

- 5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,600円
普通免許	11,800円

大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引 ^{けん} 免許	9,400 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,750 円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成29年9月29日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成29年9月29日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892